

岩手県宮古児童相談所庁舎清掃等業務基準仕様書

岩手県宮古児童相談所の庁舎清掃業務は、岩手県宮古児童相談所長（以下「委託者」という。）の指示に従い、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 委託対象物

- (1) 清掃対象建物の概要、面積等は、別紙1のとおりである。
- (2) 清掃場所の詳細は、別紙2のとおりとする。

2 日常清掃

(1) 従事者

- ア 従事者を選任し、従事者名簿（様式1）を提出する。
- イ 従事者は、業務上知り得た秘密を他に洩らさない。
- ウ 従事者は、作業中一定の被服を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札をつける。
- エ 従事者は、満18歳以上の者とする。
- オ 従事者は、作業を確実に実施できる者とし、清掃業務について十分経験を有する者とする。
- カ 従事者は、すべて身元が確実な者とし、委託者の組織業務の特殊性（児童の一時保護所併設等）を理解し、業務を行うことができる者とする。
- キ 従事者は、雇病中のものは、従事者としなないこと。

(2) 作業時間等

- ア 作業（一般廃棄物収集運搬処理業務を除く。）は、別紙3に定める日の午前7時から午後3時までの間に行い、業務が終了した時点ですみやかに退庁する。
- イ 一般廃棄物（紙類、茶殻、汚物等可燃ゴミ、ペットボトル等資源ゴミ、その他不燃ゴミ）収集運搬処理業務の収集運搬については、別紙3に定める日に実施する。
- ウ 作業にあたっては、移動した物は定位置に戻し、建物、設備等に損害を与えてはならない。
- エ 作業上危険を伴う場所については、安全設備、安全帽等必要な措置をとる。
- オ 従事者は、作業が終了次第「業務完了報告書」（様式2）を提出し、必要に応じて実地検査を受ける。

3 定期清掃

- (1) 定期清掃を実施しようとする場合は、実施する前月末日までに報告し、了解を得る。
- (2) 定期清掃が終了次第、委託者に報告し、実地検査を受ける。

4 清掃材料等

- (1) 洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃材料は、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものを用いる。
- (2) 委託業務の実施に必要な消耗品及び機械器具の調達に要する経費は受託者が負担する。ただし、水石鹸、トイレットペーパー及び汚物入れ用ゴミ袋は委託者が調達する。

5 作業実施に当たっての一般的注意事項

衛生及び火気の取扱いに留意し、委託者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意する。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させない。
- (2) 作業に使用する機械、器具等の取扱いにより、衝撃、湿気等で備品、その他を損傷させない。
- (3) 作業材料として、ガソリン、ベンジン等の引火性のあるものは絶対に使用しない。

6 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため、机、椅子、その他物品等の移動、または使用する場合は、丁寧に取り扱い、建物、設備等に損害を与えないよう行う。
- (2) 水拭きは、常に清潔な水を用い、拭き跡を残さないよう行う。
- (3) 拭き掃除及びほこり払いは、塵芥が飛散しないよう掃除機、モップ、ブラシ等を使用する。

- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属部分の清掃は、良質で材質に適したものを使用する。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックス塗布する。
- (6) 床面、壁面及び階段等に、インク、油等の汚れがある場合は、性質に応じた洗剤を用いて拭き取る。
- (7) 一般廃棄物は、所定の場所に運搬し、適切に処分すること。その際、集積場所が不衛生にならないように注意する。
- (8) 紙くず等の中から、廃棄することが疑問と思われる書類等を発見した場合は、委託者に報告し、指示を受ける。
- (9) 扉の取っ手、ゴミ箱、汚物容器等の消毒に当たっては、それぞれの目的に合った消毒用石鹸、クレゾール石鹸等を使用する。

7 清掃作業

清掃作業は、別紙2「清掃作業基準」に基づき実施する。

なお、各部材毎の業務内容は次のとおりである。

(1) 床

ア 日常清掃

(ア) 塵芥飛散防止のため、掃除機、モップ及びブラシ等を使用して清掃する。

(イ) じゅうたん類（カーペットを含む。）は、掃除機またはじゅうたん箒を使用し、軽易に移動できる椅子、机等は、移動したうえで清掃する。

(ウ) プラスチックタイル、ビニール貼の床は、乾いたモップで清掃する。

(エ) テラゾー、人造石、磁器タイル等は掃き掃除した後、モップで水洗いする。

(オ) モザイクタイル、クリンカータイル等は、掃き掃除をした後、モップ等で水洗いし、残水のないように清掃する。

イ 定期清掃

(ア) 化学建材使用箇所は、掃除機を使用し塵芥を取り除き、床に付着している汚物は、材質に適合したものを使用し除去したうえで、洗剤を使用しポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後、十分に乾燥しワックス塗布する。

(イ) じゅうたん類（カーペットを含む。）は、掃除機を使用し塵芥を取り除き、スチームクリーナーを使用して除菌洗浄する。状況に応じて適切な洗剤を使用する。清掃後は、乾燥まで行う。

(2) 壁面、天井

ア 手の届く部分は、塵芥を除き（原則として掃除機を使用。）、必要に応じて雑巾で水拭きする。

イ 手の届かない部分は、不衛生となることのないように、脚立等を用いてハタキまたは掃除機を使用して塵芥を除き、必要に応じて雑巾で水拭きするなど、適宜清掃する。手の届かない柱部分については、定期清掃の際に必要なに応じてハタキを用いて清掃する。

ウ 照明器具は、不衛生となることのないように、取り外したうえで、塵芥を除き、水拭きする等、適宜清掃する。

(3) 照明器具

照明器具のかさは、羽根箒を用いて塵埃除去を行ったうえで、取り外しのできるものは洗剤を用いて洗浄し、取り外しのできないものは洗剤を染み込ませた雑巾で水拭きする。

(4) 外部サッシ

モップ、ハタキ、ブラシ等で塵芥を除く。

(5) 窓ガラス、窓枠、ブラインド等

ア 窓ガラスは、水拭きまたは乾布清掃をする。

イ 窓ガラスを、石鹸水または薬液を用いて清掃した場合は、拭き跡が残ることがないように乾布仕上げする。

ウ 窓以外の扉、間仕切り等のガラスについても窓ガラスの例に準じて行い、窓枠及びブラインド等についても同様に行う。

(6) 机、椅子、キャビネット、ロッカー等

水拭きまたは乾布清掃する。

(7) 湯沸、洗面所等

ア 流し及びガスレンジは、洗剤、タワシ又は濡れ布巾を用いて水垢等を落とし、清掃する。また、棚等についても同様に行うこと。

(8) 手すり、扉、ドアノブ

ア 水拭きまたは乾布清掃する。

イ ノブについては、日中に除菌用洗剤等で消毒すること。

(9) その他

ア 浴室、シャワールームについて、床面及び壁面は適切な洗剤を用いて清掃し、衛生陶器類についても同様とする。その後は乾布まで実施する。

イ 便器は、床面清掃の都度拭き掃除を行う。

ウ 汚物入れ、ゴミ箱は、洗剤を用いて洗浄する。

エ トイレットペーパー及び水石鹸は、適宜補充する。

オ 玄関及び職員玄関は、掃き掃除後、水洗いすること。

カ 靴拭きマット類は、水洗いすること。

キ 巾木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。

8 再委託可能な業務

前述の作業のうち、廃棄物の処分業務についてはその業務を遂行する目的のために業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は予め委託者の承認を得なければならない。

9 作業要領の徹底

受託者は従事者に対し、本書の内容を周知させるとともに、作業要領等委託業務に必要な事項を教示するとともに訓練を行う。

10 その他

清掃業務を実施するため、必要と認める用具入れは、委託者が供与する。